

農業生産基盤整備に伴う農家負担の軽減支援

政策提言先 農林水産省

政策提言の要旨

農業が自立できる「成長産業」となるよう、経営の規模拡大や高付加価値化を推進し、競争力がある「攻めの農業」を展開するため、農業生産基盤を整備する際の農家負担軽減策について、次のとおり提言します。

- 1 「高度経営体集積促進事業」の要件を10ha以上に緩和すること。
- 2 施設園芸の集積向上率に応じた農家負担の軽減策を創設すること。

【政策提言の具体的内容】

- 1 10ha以上の規模からほ場整備が実施できる中山間地域総合整備事業等についても、「高度経営体集積促進事業」の対象とすること。
- 2 基盤整備による施設園芸（野菜・花卉等）の振興を図るため、施設園芸の集積向上率に応じて農家負担の軽減を支援する制度を創設すること。

【政策提言の理由】

我が国の農業は、所得の減少、担い手不足の深刻化など厳しい状況であり、農業が自立できる「成長産業」となるよう、競争力強化に向けた取組を加速化させることは重要です。

そのためには、農地の高度利用を促進するほ場整備等の基盤整備は必要不可欠ですが、厳しい経営状況の中で、農家の投資意欲が減退しています。

- 1 こうした中、基盤整備に関する農家負担軽減策として、20ha以上の基盤整備を対象に、担い手への農地集積に応じて交付される「高度経営体集積促進事業」は、本県のような中山間地域では、まとまった農地が少なく、現行の制度の要件を満たせません。

このため、10ha以上の規模からほ場整備が実施できる中山間地域総合整備事業等においても、「高度経営体集積促進事業」の対象とするよう要件を緩和することが必要です。

- 2 また、農業の国際競争力を強化するうえでは、野菜・花卉等を中心とした施設園芸の更なる振興が必要ですが、「高度経営体集積促進事業」は、事業開始時から目標年度までに増加する高度経営体の経営等農用地面積の割合が20%以上となることを条件としているため、土地利用型農業を展開する地域に有利な制度となっており、本県のような施設園芸を中心とする地域においては、経営規模から農地集積に限界があるため、活用が困難です。

このため、基盤整備による施設園芸の振興を図るためには、より低い割合から、施設園芸の集積向上率に応じた農家負担の軽減策の創設が必要です。